

令和5年度第2回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和5年11月24日（金） 午前10時00分～午後12時15分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎6階 601会議室

3 会議の議題

- (1) 報告第4号 屋外広告物申請の電子化について
- (2) 報告第5号 八帖地区景観形成重点地区の変更について
- (3) 報告第6号 (仮称) 中央緑道地区景観形成重点地区の指定について

4 会議に出席した委員（11名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	水津 功
学識経験者	島津 達雄
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	河内 利弘
各種団体	柴田 芳孝

5 事務局

都市政策部長		根本 健一
都市政策部まちづくり推進課	課長	浅井 恒之
都市政策部まちづくり推進課	副課長	小林 雄一郎
都市政策部まちづくり推進課	屋外広告物係係長	音羽 智樹
都市政策部まちづくり推進課	屋外広告物係主査	細野 貴子
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係係長	中村 敦
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係主査	浅井 幸恵
都市政策部まちづくり推進課	景観まちづくり係技師	森 大輝

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議事録署名者に中根委員及び柴田委員を指名した。

8 報告第4号 屋外広告物申請の電子化について

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

名古屋市を除く愛知県下共通のプラットフォームと記載されているが、名古屋市が除かれているのはなぜか。

事務局

当該プラットフォームの導入は、10年以上前の話であるため、事情までは把握できていない。

中根委員

実際に証票の添付は行われているのか。また、今後はウェブ上で確認できるかもしれないが、現実に添付することの必要性が低下したなどの何か理由があるのか。

事務局

証票の添付場所は規定していないため、事務所などに添付しているところもあると話では聞いている。また、申請物件も非常に多いため、証票の添付状況までは確認できていない。証票は職員が調査をする際や市民の方が許可を受けた広告物かどうかを認識するために、添付を義務付けているもので、ウェブ上に掲載されることで同等の目的は果たすことができると考えている。政令指定都市などでは、既に証票の添付を必要としていない自治体もある。

島津委員

証票が添付されていない物件の現況調査は実施しているのか。また、屋外広告物申請の電子化にあたって掲げる具体的な目標値は設定しているのか。

事務局

証票が添付されていない物件の現況調査は実施できていないが、許可申請自体が出ていない物件の調査を優先的に行っている。また、屋外広告物申請の電子化にあたって具体的な目標値は設定していないが、野立て広告などは大半が電子による申請となるよう進めていきたいと考えている。

杉野委員

年間でどれだけの申請があつて、全体でどれだけの許可物件があるのか。また、許可期間が1年もしくは3年とあるが、終期を迎えたものは自動的に抹消されるような仕組みになっているのか。

事務局

年間では500件前後の許可申請がされており、全体の許可物件としては1500件から2000件程度となっている。また、許可期間の終期を迎える許可物件については、申請者に対して終期の3か月前に更新の案内を郵送している。更新申請が停滞している物件には、催促をするなどの対応をしているが、中には申請者が既に廃業しているという場合もあるため、今後の課題と考えている。

水津委員

屋外広告物申請の電子化や証票の省略には賛成だが、複数の広告物を一括して許可を受けている場合などは、許可期間や許可番号だけでは正確に把握できないため、申請時の写真を公開するなどの工夫が必要と考える。

事務局

証票に代わる手段として、ウェブ上での公開を想定している。更新申請の際には、広告物の過不足が確認できるため、現在の証票に記載されている情報に加えて新たな情報を掲載することは考えていない。

瀬口会長

1つの店舗で複数の広告物を掲出している場合やビルで複数のテナントがそれぞれの広告物を掲出している場合など、ウェブ上での掲載が難しいこともあるかと思うが、許可を受けた全ての広告物が分かるような仕組みを構築できると良い。

島津委員

証票の添付場所については、申請者に対して行政側から協力を要請していくべきではないか。

瀬口会長

添付場所の指定は効果的ではあるが、電子化を推進し、証票の省略をしていく方針においては、優先度は低いと思われる。

柴田委員

愛知県広告美術業協同組合では、行政に対して屋外広告物申請の簡素化や電子化を要望してきた。新たな取り組みを始めれば、様々な課題が発生すると思うが、前に進むことが大切で

あると考える。時間をかけて検討していく必要がある。

天野委員

景観まちづくりを担当する部署が交付する証票にも関わらず、景観への配慮が足りないデザインのように感じる。電子化を進める上では、優先度は低いかもしれないが、もう少し景観に配慮されたデザインであると良い。

後藤委員

電子申請後は申請者側が審査の経過等は、確認できるようになっているのか。

事務局

電子申請後に申請者に対して通知される ID とパスワードでシステムにログインすれば、経過等はいつでも確認できるような仕組みとなっている。

島津委員

誰でもウェブ上で許可物件を確認できるのか。

事務局

そのとおり。

議長が報告第 4 号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

9 報告第 5 号 八帖地区景観形成重点地区の変更について

議長が報告第 5 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

水津委員

町名や地区名称が「八丁」に変更となった理由はあるのか。

事務局

「八丁」という地名の由来には諸説あるため正確には分からない。

島津委員

明治時代には、「八丁」という字を使っていたことがあると認識している。

議長が報告第 5 号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 報告第6号 (仮称) 中央緑道地区景観形成重点地区の指定について

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

「象徴的な都市景観」という表現がされているが、具体的にどういったものを考えられているか。

事務局

中央緑道は、東岡崎駅や岡崎城などと繋がる回遊動線上に位置しているため、都市的な面と緑道の緑を併せ持つまちなみを将来像としている。また、中央緑道沿いにある「NEKKO OKAZAKI」では額田の領家片麻岩でお店のカウンターを作るといった取り組みも行われており、岡崎産の素材を活用するなど、様々な手法で公民が連携し、岡崎を感じられる景観になればと考えている。

横山委員

近くには乙川も流れているため、「水」という要素を取り入れることも検討して欲しい。また、既存の建築物を改築するような計画がない限り、現在の中央緑道の景観は変化しないということであれば、地域住民が中央緑道の景観を向上させたいと思わせるような取り組みも視野に入れてはどうか。

天野委員

乙川と額田の森には深い繋がりがあるため、そういった視点では景観配慮指針で額田産の素材や自然素材の色彩を記載することで一定の配慮は期待されるのではないかと考える。

瀬口会長

「水」という要素を景観形成基準や景観配慮指針に加えて、具体的に取り入れるのは難しい。「緑」とともに景観の将来像として景観形成方針に加えるということを検討してもらう方向で検討を。

杉野委員

中央緑道地区景観形成重点地区の指定後は、乙川リバーフロント地区内で整備がされている地区を継続して指定していくという方針か。

事務局

中央緑道地区景観形成重点地区の指定後は、乙川周辺地区について景観形成重点地区の指定を検討していきたいと考えている。

杉野委員

乙川リバーフロント地区は、岡崎城跡整備計画のような様々な計画でも位置付けがある地域と認識しているが、計画間での整合を図るような内容として欲しい。また、中央緑道は整備前と整備後でコンセプトが大きく変化したように感じるが、いつ頃に整備が行われたのか。

事務局

乙川リバーフロント地区では、平成 27 年から乙川河川緑地や中央緑道などの整備を継続して行ってきた。また、令和 3 年には乙川リバーフロント地区内の公共施設を景観法に基づく、景観重要公共施設に指定をしている。

杉野委員

整備後の中央緑道には、高低差や小さい段差も見られるが、中央緑道の整備方針はどういったものか。

事務局

普段は、市民の方がくつろぐことのできる場として、イベント時には利用者が活用しやすい空間となるよう整備をしている。

杉野委員

中央緑道内の植栽計画に統一感がないように感じる。景観配慮指針や景観形成基準には、統一感のある緑化に努めるといった文言を追加できると良い。

事務局

緑化については、落ち葉などの維持管理上の問題もあるが、中央緑道との一体感を創出するには必要な要素であると考えているため、継続して検討していく。

河内委員

先行して整備された中央緑道や籠田公園では、人工デッキや人工芝を採用しているにも関わらず、民間に対しては自然素材を要求するという方針は同意を得られないのではないか。

過去に大樹寺付近で同様の規制を試みたことがあったが、資金面などで地域の方々からは賛同を得られなかった。現況と規制の整合を図るべきと考える。

天野委員

籠田公園では、専門家が周辺の現況色を調査した上で、遊具等に採用する色彩を決定しているため、色彩はコントロールされていると認識している。また、桜城橋は自然素材であるヒノキを利用している。このような実績から民間に対しても可能な範囲で協力を要請することはできるのではないか。

最近では、事業者の景観への意識も向上しつつあり、事業者側からの提案で中央緑道に出

現する生き物などに配慮し、相談しながら植栽する樹種を選定するといった事例もある。

本件については市が主体ではあるが、既に中央緑道周辺の関係者との議論が行われているため、地域の意見も反映された案であると思っている。ただし、届出行為に対しては、景観レビューなどの実効性を持たせるための工夫が必要と考える。

柴田委員

歩きたくなるというワードが用いられているが、安全性も踏まえて、自転車を降りて歩きたくなるというところまで踏み込んで検討して欲しい。

横山委員

籠田公園付近や乙川付近は、今回の指定範囲外とされているが、部分的に切り離すのではなく、一体的な景観として指定範囲を検討して欲しい。

事務局

指定範囲については、様々な意見をもらっているため、これから検討していきたい。

中根委員

景観法による勧告や変更命令の対象となるものは景観形成基準であり、協議の対象となるのは景観配慮指針という認識で間違いないか。

事務局

そのとおり。

中根委員

景観協議で景観配慮指針に配慮してもらえず、勧告や変更命令の対象にも該当しないという場合もあるのか。

事務局

ある。景観配慮指針は、あくまで事業者側の自主配慮であるため強制力はない。

水津委員

景観まちづくりの方針は、生活者のニーズに沿った内容となっているが、指定範囲が狭いため周辺の道路や建物との繋がりが意識されていないように感じる。また、籠田公園とまちなみの繋がりを意識して統一感を出すという一般的な景観の規制となっているが、生活者の活力や賑わいを期待するのであれば、建物の低層階部分だけの色彩基準を設定するなど高さ方向の工夫があると良い。

長谷川委員

景観配慮指針の緑化には、地域の在来種を推奨することで、地域と歴史と自然が重なった景観を形成することができる。また、景観形成基準の高さと形態・意匠は空欄となっているが、まちの将来像を目指す上では設定すべきではないか。

瀬口会長

本件については、委員の意見や地域の意見を聞きながら検討を継続して欲しい。

議長が報告第6号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

11 その他連絡事項について

事務局

景観重要建造物の旧石原家住宅で令和5年8月30日に発生した交通事故について報告。

次回、岡崎市景観審議会は2月頃に開催予定。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和5年度第2回岡崎市景観審議会を閉会した。